

# 【原田久嗣君を支援する会】運営規約

- 第 1 条（名 称）本会の名称を以下とする。  
原田久嗣君を支援する会
- 第 2 条（所 在 地）本会を以下に置く。  
〒747-1292 山口県防府市大字台道 3635 番地  
高川学園高等学校内
- 第 3 条（目 的）本会は高川学園高等学校ラグビー部原田久嗣君の治療・リハビリを支援することを目的とする。
- 第 4 条（会 員）本会の趣旨に賛同し支援金を納入する方々を会員とする。
- 第 5 条（役 員）本会に以下の役員をおく。  
代表 3 名、（内 1 名は事務局）  
監査 2 名
- 第 6 条（役員の任務）役員の任務は以下のとおりである。  
会の円滑な運営に努め、支援金の募集を開催し、全額を原田様に直接お渡しする。
- 第 7 条（役員の任期）役員の任期は平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 第 8 条（支 援 金）支援金は 1 口 2,000 円とし振り込み手数料は各自負担とする。
- 第 9 条（規約の変更）本規約は会員の過半数の同意を持って変更することができる。

附則 発足時の役員を以下のとおり置く。

- 代表 宇多村賢治（高川学園高等学校ラグビー部部長）  
代表（事務局）野村賢二（高川学園高等学校ラグビー部監督）  
代表 大野満臣（高川学園中学校・高等学校校長）  
監査 深川将義（山口県高体連ラグビー専門部  
山口県立山口農業高等学校ラグビー部監督）  
監査 藤井健二（高川学園高等学校ラグビー部父母会会长）

この規約は 2016 年（平成 28 年）12 月 16 日から適用する。